

博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

博物館条例等の一部を改正する条例

(博物館条例の一部改正)

第1条 博物館条例(昭和55年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(博物館協議会) 第10条 [略] 2 協議会は、委員15人以内で組織する。 3 [略]	(博物館協議会) 第10条 [略] 2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験のある者</u> 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(美術館条例の一部改正)

第2条 美術館条例(平成13年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(美術館協議会) 第10条 [略] 2 協議会は、委員15人以内で組織する。	(美術館協議会) 第10条 [略] 2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u>

3 [略]	<u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験のある者</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(図書館条例の一部改正)

第3条 図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(図書館協議会) 第9条 [略] 2 岩手県立図書館協議会は、委員8人以内で <u>組織する</u> 。 3 [略]	(図書館協議会) 第9条 [略] 2 岩手県立図書館協議会は、委員8人以内で <u>組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する</u> 。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験のある者</u> 3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。